

平成 29 年 4 月 28 日

三酸化アンチモンに関する改正政省令の公布(速報)

日本鉱業協会

三酸化アンチモンに係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が平成 29 年 3 月 29 日に、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が平成 29 年 4 月 27 日に公布されました。

これら改正政省令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行・適用されます。一部の規定については、施行後も一定期間猶予されます。

これらの情報の詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

1. 三酸化アンチモンに係る規制の追加

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163262.html>

2. パブリックコメント結果

a) 改正政令

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160371&Mode=2>

b) 改正省令

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160372&Mode=2>

<要点>

①対象物質

- ・ 三酸化アンチモン及び三酸化アンチモンを含有する製剤その他の物

②管理濃度(作業環境評価基準)

- ・ 0.1mg/m³ アンチモンとして

③内容

a) 労働安全衛生法施行令の一部改正関係

- ・ 特定化学物質(第 2 類物質)に追加
- ・ 特殊健康診断を行うべき業務に追加

b) 特定化学物質障害予防規則の一部改正関係

- ・ 三酸化アンチモン及び三酸化アンチモンを重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物(三酸化アンチモン等)は、特定化学物質障害予防規則(特化則)の規定が適用
- ・ 但し、三酸化アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務は適用除外
- ・ 作業主任者の選任、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施
- ・ 三酸化アンチモンの製造、取扱作業における特殊な作業等の管理を規定

なお、本規則の詳細につきましては、本改正に係るパブリックコメント結果、また、今後発行される通達や厚生労働省パンフレットを参照して下さい。

以上

日本鉱業協会アンチモン環境安全協議会
日本精鉱(株) 山中産業(株) 東湖産業(株)
